

国 都 官 第 7 号
平成26年4月16日

都道府県及び政令市

都市再生担当部局長 宛て

帰宅困難者対策担当部局長 宛て

国土交通省都市局まちづくり推進課長

都市再生安全確保計画及びエリア防災計画の策定の促進について（通知）

平成24年7月1日に都市再生特別措置法の一部を改正する法律が施行され、都市機能が集積し、多数の滞在者等が存在する都市再生緊急整備地域においては、官民の十分な連携の下、大規模地震発生時の滞在者等の安全の確保を図る必要があるため、国、地方公共団体、民間事業者等の関係者による合意形成を図りながら事業又は事務を実施するための制度として「都市再生安全確保計画制度（別紙1）」が創設されたところです。

国土交通省においては、大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、地方公共団体及び官民で構成された協議会を対象として、災害発生時の円滑な退避や物資の提供等のソフト・ハード両面の対策を総合的に支援する「都市安全確保促進事業（別紙2）」を創設したところです。

また、平成25年12月には首都直下地震及び南海トラフ地震が発生した場合の被害想定が公表され、例えば首都直下地震が発生した場合における帰宅困難者は、東京都で約380万人～約490万人に上ると想定されており、東日本大震災を教訓として、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保と都市機能の継続を図ることの重要性が改めて指摘されているところです。

このような状況に鑑み、都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺において帰宅困難者対策が必要な地域を抱える地方公共団体におかれましては、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な退避のために移動する経路、一定期間退避するための施設、備蓄倉庫その他の施設の整備等について記載した都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画又は同計画に準じたエリア防災計画について、鉄道事業者及び大規模ビルの所有者等の関係機関と連携し、また、隣接駅において生じる帰宅困難者等を考慮し、その策定の促進に努めて頂きますよう、改めてお願いいたします。今後、地方整備局等を経由し、取組状況について報告を求めることがありますので、その際にご協力をお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4の規定に基づく技術的な助言の性格を有するものです。

また、都道府県におかれましては、貴管内の市町村（政令市を除く。特別区を含む。）の担当部局に対して、この旨を周知頂くようお願いいたします。

（参考資料）

別紙1：都市再生安全確保計画制度の概要

別紙2：都市安全確保促進事業の概要

都市再生安全確保計画制度の概要

～ 都市再生特別措置法の一部を改正する法律(平成24年7月1日施行) ～

大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞り者等の安全の確保を図るため、都市再生緊急整備協議会による都市再生安全確保計画の作成、都市再生安全確保施設に関する協定制度の創設等の所要の措置を講ずる。

背景

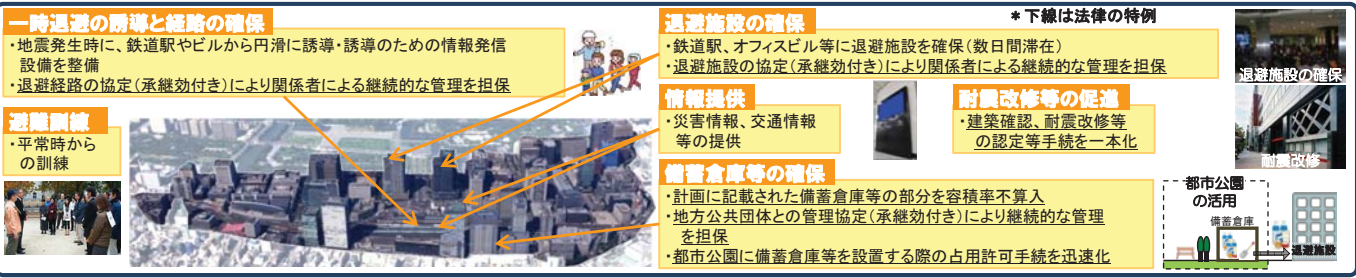
- ◆ 東日本大震災の際に、管理者の異なる様々な施設が集積する大都市の交通結節点周辺等のエリアにおいて、**避難者・帰宅困難者等による大きな混乱が発生**。
- ◆ 首都直下地震等の大規模な地震が発生した場合には、建物損壊、交通機関のマヒ等により、**甚大な人的・物的被害**が想定。
⇒ **官民の連携によるハード・ソフト両面にわたる都市の安全確保策が必要**

法律の概要

都市再生安全確保計画制度の創設

- 都市再生緊急整備地域(全国62地域を指定)の協議会(国、関係地方公共団体、都市開発事業者、公共公益施設管理者等(鉄道事業者、大規模ビルの所有者・テナント等を追加)からなる官民協議会)が、大規模な地震の発生に備え、
 - ・ 退避経路、退避施設、備蓄倉庫等(都市再生安全確保施設)の整備・管理
 - ・ 退避施設への誘導、災害情報・運行再開見込み等の交通情報の提供、備蓄物資の提供、避難訓練等について定めた計画(都市再生安全確保計画)を作成できることとする。
- 計画に記載された事業等の実施主体は、計画に従って事業等を実施。

都市再生安全確保計画の作成、計画に記載された事業等の実施に対し**予算支援**



都市における大規模地震発生時の安全を確保

都市安全確保促進事業(エリア防災促進事業)

平成24年度創設 平成26年度予算:国費2.4億円

○都市機能が集積した地域における大規模な震災の発生が社会経済に与える影響に鑑み、都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺の滞り者等の安全と都市機能の継続を図るため、官民連携による一体的・計画的なソフト・ハード両面の対策への支援を実施。

都市再生緊急整備地域内+主要駅周辺

都市再生緊急整備協議会又は帰宅困難者対策協議会

【構成員】

- ・国、都道府県、市町村
- ・大規模ビル等所有者
- ・鉄道事業者等

都市再生安全確保計画又はエリア防災計画を作成

- ・防災施設等の整備(備蓄倉庫、情報伝達施設、非常用発電設備等)
- ・災害予防対策(避難訓練等)
- ・災害発生時の避難・救助等

- 協議会開催支援
- 計画作成支援
 - ・専門家の派遣等
- コーディネート活動支援
 - ・勉強会、意識啓発活動
 - ・官民協定の締結

予算支援補助率1/2

計画に基づくソフト・ハード両面の対策

予算支援補助率1/2

ソフト対策

避難訓練、情報伝達ルール
備蓄ルール確立等



予算支援補助率1/3

ハード対策

備蓄倉庫、情報伝達施設
非常用発電設備の整備等



国

計画作成及び計画に基づきソフト・ハード対策等への支援

※都市再生緊急整備地域:都市再生特別措置法に基づき、都市の再生の拠点として、都市開発事業者等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として指定された地域(平成25年7月時点で62地域)。
※主要駅:1日あたりの乗降客数が30万人以上の駅。